

九州大学附属図書館貴重資料等の出版等に関する取扱規程

平成18年度九大規程第37号
施行：平成18年 8月 1日
最終改正：令和元年 9月27日
(令和元年度九大規程第72号)

(趣旨)

第1条 九州大学附属図書館（以下「図書館」という。）が所蔵する貴重資料等の翻刻・覆刻出版、掲載出版、映像製作、放映及びインターネット掲載（以下「出版等」という。）に係る取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 貴重資料等 著作権の保護期間が消滅した資料で、附属図書館長（以下「図書館長」という。）が別に定める基準に該当する貴重図書その他図書館長が特に認めた和装本等をいう。
- (2) 翻刻・覆刻出版 貴重資料等を底本として、写真、活字等により貴重資料等の全体を出版することをいう。
- (3) 掲載出版 貴重資料等の一部を新たな刊行物に掲載し出版することをいう。
- (4) 映像製作 貴重資料等の映像を記録媒体に収録し、これを販売することをいう。
- (5) 放映 貴重資料等の映像をテレビジョン等で放映することをいう。
- (6) インターネット掲載 貴重資料等の映像をウェブサイトへ掲載又はデータベースへ収録すること等により、インターネットを通じて配信することをいう。

(申請)

第3条 出版等を希望する者は、所定の許可願を図書館長に提出し、その許可を受けなければならない。

(許可)

第4条 図書館長は、前条の出版等の目的が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを許可するものとする。

- (1) 著作権、所有権、肖像権等を侵害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 公序良俗に反するとき。
- (3) その他出版等を許可することが適当でないとき。

2 図書館長は、前項の許可をするに当たり、次に掲げる事項を条件として付すものとする。

- (1) 出版等に当たっては、当該貴重資料等が図書館所蔵であることを明示すること。
- (2) 図書館が貴重資料等の原フィルム又はデジタルデータ等を所有しない場合は、許可を受けた者の負担でこれを撮影し、当該原フィルム又はデジタルデータ等を図書館に寄贈すること。
- (3) 出版等に当たっては、原則として事前に出版物の見本又は貴重資料等の映像を収録した記録媒体等を図書館に提示し、職員の確認を受けること。
- (4) 貴重資料等を翻刻、覆刻及び掲載した出版物又は貴重資料等の映像を収録した記録媒体等を図書館に1部寄贈すること。
- (5) 許可を受けた出版等以外に使用しないこと。
- (6) 許可を受けた出版等の権利を図書館長の承諾なく第三者に譲渡することはできないこと。
- (7) 出版等に関する一切の手續及び費用は、許可を受けた者の負担で行うこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、図書館長が必要と認める事項

3 図書館長は、許可を受けた者が前項各号に掲げる条件に違反した場合は、許可を取消することができる。

(料金の納付)

第5条 第3条の許可願を提出した者は、出版等の許可を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、次項に定める料金を納付しなければならない。

- (1) 国、地方公共団体、国立大学法人又は独立行政法人等が行う学術研究、教育又は文化に係る事業の用途に供することを目的とするとき。
- (2) 本学の教育・研究の用途に供することを目的とするとき。
- (3) 翻刻、覆刻若しくは掲載した出版物又は貴重資料等の映像を収録した記録媒体等を無料で配布するとき。

(4) その他図書館長が特に認めるとき。

2 前項の料金の額は、許可を受けた出版・放映・インターネット掲載1件につき2,600円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とする。

3 料金は前納とし、原則として、既納の料金は返還しない。
(インターネット上で公開するデジタルデータの利用)

第6条 図書館が所蔵する貴重資料等のデジタルデータのうち、インターネット上で公開するものについては、第3条及び第5条の規定にかかわらず、利用の手続き及び利用料の納付を要しない。

2 前項の場合における利用の条件は、別に定める。
(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、出版等に係る取扱いについて必要な事項は、図書館長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年8月1日から施行する。

附 則 (平成19年度九大規程第54号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年度九大規程第128号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年度九大規程第37号)

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則 (令和元年度九大規程第72号)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。